

令和7年度から小学校の特別支援教室が全校拠点方式から拠点・巡回方式に変わります。

清瀬市教育委員会教育指導課

1 全校拠点方式から拠点・巡回方式に変更する経緯について

清瀬市立小学校の特別支援教室は、平成30年度から令和6年度まで、「全ての小学校が拠点となる、全校拠点方式」を実施してきました。これは、全校に特別支援教室の指導教員を配置することで、所属校の児童を継続的に支援するとともに、所属校の教職員とも連携がしやすくなることを目的として始めたものであり、特別支援教室の導入時期に当たっては大変効果的な役割を果たしてきたと捉えています。



しかし、近年、特別支援教室を利用する児童数は増加傾向にあり、学校によっては、所属の指導教員だけでは対応が難しい状況が生じてきました。特に、年度当初に指導教員が各校に配置された後に、年度途中の利用児童数が大幅に増加するといったことが複数の学校で見られています。その場合、現状では、どんなに利用児童数が増えても、配置された指導教員だけで対応せざるを得ません。この利用児童数の増加は、本市が「迅速な入室と早期の退室を目指して」をキーワードに取り組んできたことの成果でもあり、年度途中の対応についても、児童の状況に応じて、迅速な対応を図るためには必要な措置であると考えています。今後もこの考えは変わりませんが、指導体制を確保するための改善は喫緊の課題となっています。

そこで、令和7年度から東京都のガイドラインに基づく拠点・巡回方式へ変更をすることとしました。この変更に伴い、拠点校に巡回指導教員を複数配置することで、拠点校の校長が、巡回校を含め、利用児童数に応じた教員の配置や巡回日数を柔軟に決めることができるようになるため、指導教員一人あたりが担当する児童数の不均衡も改善されるようになります。また、巡回指導教員がチームで指導方法の検討やOJTを行えるようになり、専門性の向上にも資すると想定しています。

A 小学校(拠点校)



B 小学校(巡回校)



【令和5年度 特別支援教室利用児童数（抽出校）】

学校	指導教員 配置数	4月		12月	
		児童数	指導教員一人 あたりの児童数	児童数	指導教員一人 あたりの児童数
A 小学校	2人	27人	13.5人	41人	20.5人
B 小学校	2人	17人	8.5人	22人	11人
C 小学校	1人	9人	9人	9人	9人

指導教員一人あたりの担当する児童数が、年度途中で大幅に増える学校があっても、全校拠点方式の場合は、配置された教員で対応するしか方法がありませんでした。

拠点・巡回方式にすることで、例えば、年度途中にA小学校の児童数が増えた場合、C小学校の指導教員が週1日又は2日巡回して指導を行うこともできるようになるため、指導時数の確保も行いやすくなります。

2 全校拠点方式と拠点・巡回方式の違いについて

全校拠点方式

全校拠点方式の場合は、学校に特別支援教室の指導教員が常駐していました。

A 小学校（拠点校）



B 小学校（拠点校）



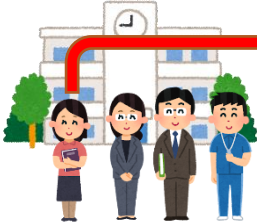
C 小学校（拠点校）



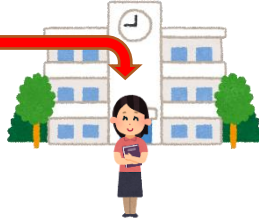
拠点・巡回方式

拠点・巡回方式の場合は、拠点校から巡回校に特別支援教室の巡回指導教員が巡回してきます。

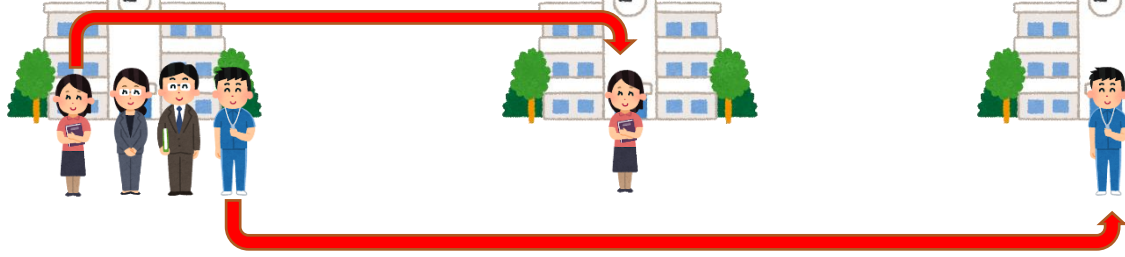
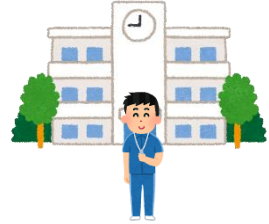
A 小学校（拠点校）



B 小学校（巡回校）



C 小学校（巡回校）



巡回校に特別支援教室を利用する児童が多数いる場合等は、巡回校に常駐することも可能となるため、結果的に現状と大きく変わらない学校もあります。ただし、その場合も、巡回指導教員同士で打ち合わせ等を行う時間の確保は必要なため、週に1回、半日以上は、拠点校に集合することとなっています。（集合が難しい場合は、オンラインで打ち合わせを行うこともあります。）

A 小学校（拠点校）



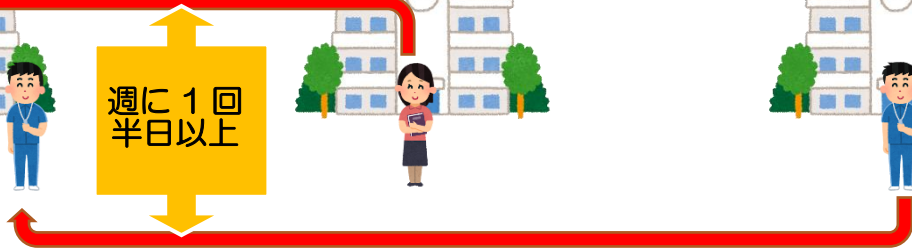
B 小学校（巡回校）



C 小学校（巡回校）

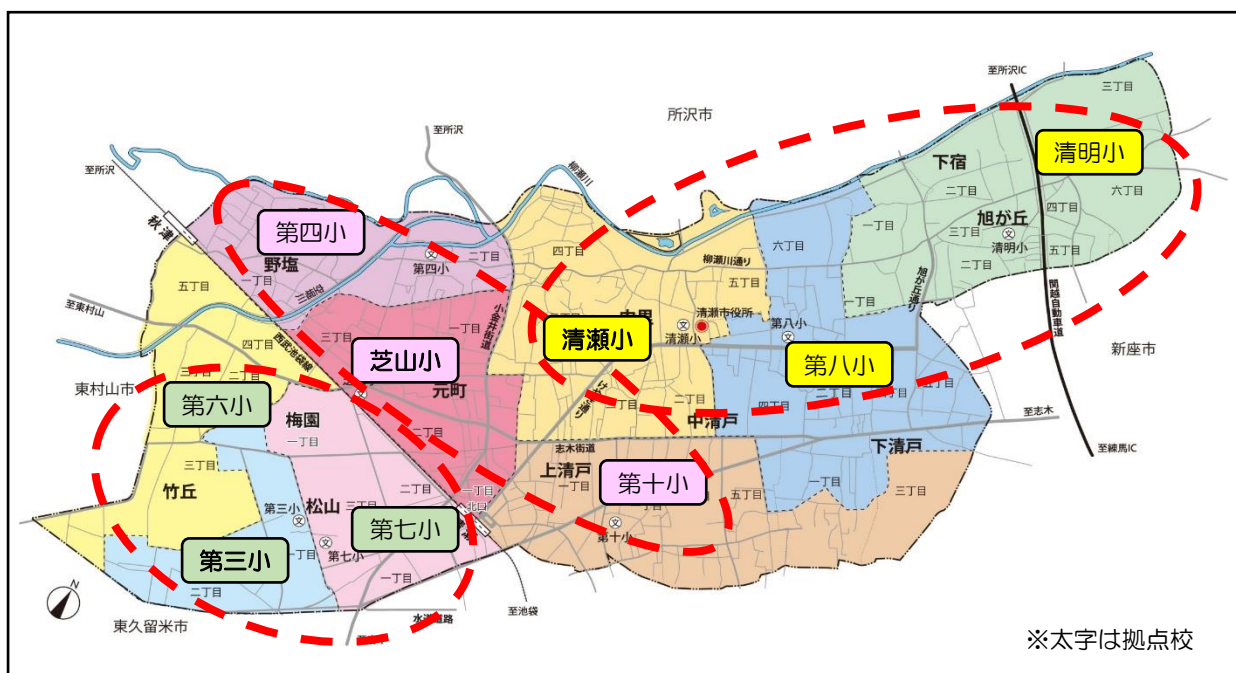


週に1回
半日以上



3 拠点校と巡回校のグループについて

拠点校	巡回校	
清瀬小学校	清瀬第八小学校	清明小学校
芝山小学校	清瀬第四小学校	清瀬第十小学校
清瀬第三小学校	清瀬第六小学校	清瀬第七小学校



4 Q&A

Q1 特別支援教室の巡回指導教員は、なぜ拠点校から巡回する仕組みなのですか？

A1 拠点・巡回方式は東京都のガイドラインに基づく方式になります。都のガイドラインでは、巡回する体制の意図について、以下のように説明しています。

特別支援教室では、児童・生徒の障害の状態に応じて、一人一人の指導内容が異なることから、指導を行う担当教員が、指導方法や教材等を互いに共有したり、複数校の児童・生徒の指導に関わり多様な実践事例を蓄積したりできる体制とすることで、指導の質を向上させていくことが重要です。そのため、拠点校に集中的に配置し、巡回する体制としています。

Q2 担当する巡回指導教員が毎回変わることはありますか？

A2 特別支援教室では年間を通して、学習を積み重ねていくことから、学習状況を把握できるように、担当する教員が毎回指導することが望ましいと考えますが、各学校の実情と、児童の実態を踏まえて指導体制を検討していくため、担当が変わることもあることはご理解ください。

Q3 巡回校に指導教員の先生が常駐しなくなることが不安です。子供や保護者が相談したいことがあるときは、誰に声をかければよいのでしょうか。

A3 巡回指導教員の不在時に相談の希望がある場合には、その旨を在籍学級の担任や特別支援教室専門員にお伝えください。

市立小学校には、全校に、特別支援教室専門員を1名ずつ配置しています。

特別支援教室専門員は、巡回指導教員の巡回がない日は在籍学級を回り、対象児童の様子を記録したり、その様子を巡回指導教員に報告したりする役割を担っています。また、在籍学級担任のほか、当該児童に関係する複数の教員との連絡調整も担っていますので、お気軽にご相談ください。

【特別支援教室専門員が担当する主な業務】

- ① 児童・生徒が特別支援教室で指導を受ける時間割と在籍学級の時間割等を調整する。
- ② 巡回指導教員及び巡回相談心理士と連絡・調整を行う。
- ③ 特別支援教室での指導内容に応じて使用する教室や教具を調整する。
- ④ 巡回指導教員の指示に基づき、個別の課題に応じた教材を作製する。
- ⑤ 児童・生徒の行動観察及び指導の記録を作成し、巡回指導教員へ報告する。
- ⑥ 巡回指導教員の指示に基づき、特別支援教室における指導の様子や在籍学級における配慮事項等を在籍学級担任等へ伝達する。その他、巡回指導教員と在籍学級担任等の間の連絡調整の補助を行う。



Q4 拠点・巡回方式に変更した場合、今まで全校拠点方式の時に受けていた指導時間から減ることはありますか？

A4 拠点・巡回方式に変更することで、指導時間が減ることはありません。ただし、特別支援教室の目的が、可能な限り多くの時間、在籍の学級で他の児童・生徒と共に有意義な学校生活を送れるようになることであるため、お子さんにとっての適切な指導時間数については、適宜見直しを図っていく必要があることはご理解ください。

Q5 全校拠点方式では小集団指導と個別指導を行っていました。拠点・巡回方式に変更した場合、小集団指導の時間がなくなることはありますか？

A5 特別支援教室での指導を開始するにあたっては、児童の障害の状態等の的確な把握に基づき、指導目標や指導方針、指導時間等をあらかじめ検討し、設定することとしています。そのうち、指導方針においては、対象児童が指導目標を達成するための指導内容や指導形態（個別指導、小集団指導）に関する方針を設定することとしています。拠点・巡回方式となっても、個別指導、小集団指導の指導形態は児童の障害の状態に応じて適切に設定してまいります。

特別支援教室の拠点・巡回方式変更に関するお問い合わせについては

清瀬市教育委員会 教育指導課 TEL 042-497-2552